

# 戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE) 令和4年度公募の概要

## ■電波有効利用促進型研究開発

令和4年1月

総務省

東北総合通信局 電波利用企画課



## 総合科学技術・イノベーション会議

科学技術基本計画

統合イノベーション戦略

## IT総合戦略本部

IT総合戦略

## 人工知能技術戦略会議

産業化ロードマップ

### ① ICT重点技術の研究開発プロジェクト

実用化に向け、あらかじめ研究課題、目標等を設定した上で、研究開発を委託

課題指定型

### ② 競争的研究資金によるイノベーション創出に向けた支援

研究テーマも含めて公募を行い、研究開発を委託

SCOPE

課題公募型

### ③ 国立研究開発法人情報通信研究機構による研究開発

総務省が示す中長期目標に基づく研究開発を、運営費交付金により実施

 国立研究開発法人  
情報通信研究機構

企業・大学等

共同研究等

- **第2期科学技術基本計画(平成13年3月閣議決定)**  
競争的資金の拡充、公正かつ透明性の高い評価の必要性が指摘。⇒ 本事業を平成14年度より開始
- **第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)**  
「未来に果敢に挑戦する研究開発と人材の強化(第2章(1))」「科学技術イノベーションの基盤的な力の強化(第4章)」
- **経済財政運営と改革の基本方針2021(通称「骨太の方針」)。令和3年6月閣議決定)**  
「若者の活躍(第2章 5. 4つの原動力を支える基盤作り(3)若者の活躍)」
- **未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定)**  
「人材の育成・活用力の強化」「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」
- **未来投資戦略2018(平成30年6月閣議決定)**  
「産業界におけるAI人材等の育成・活用の拡大」「競争的研究費に若手枠や若手優遇採択の導入」
- **科学技術イノベーション総合戦略2020(令和2年7月閣議決定)**  
「若手人材の育成」「公募型研究資金の改革」「新規事業のための環境創出」他
- **統合イノベーション戦略2020(平成2年7月閣議決定)**  
「若手研究者への重点支援」「オープンイノベーションの仕組みの推進」「我が国の基礎科学力・基盤技術を強化」
- **情報通信審議会技術戦略委員会(平成27年7月中間答申)**  
「重点研究開発分野」及び「重点研究開発課題」の設定
- **情報通信審議会技術戦略委員会(平成28年7月第2次中間答申)**  
「IoT/BD/AI時代において今後取り組むべき技術戦略」
- **情報通信審議会技術戦略委員会(平成29年7月第3次中間答申)**  
「次世代人工知能社会実装戦略」「次世代AI×ICTデータビリティ戦略」
- **第16回宇宙開発戦略本部会合(平成29年12月12日開催)における総理指示**  
「衛星データを活用した新たなビジネスの創出など、一層積極的な宇宙利用を促す環境整備を進めること。」

情報通信技術（ICT）分野において新規性に富む研究開発課題を大学・国立研究開発法人・企業・地方公共団体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究を委託する競争的資金。これにより、未来社会における新たな価値創造、若手ICT研究者の育成、ICTの利活用による地域の活性化等を推進。

Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme (SCOPE)

## （１）社会展開指向型研究開発

「新たな情報通信技術戦略の在り方 中間答申・第２次中間答申」を踏まえ、IoT/BD/AI時代に対応して、実用化・社会実装を意識した、新たな価値の創造、社会システムの変革並びに地域の活性化及び課題の解決に寄与するICTの研究開発を委託。

## （２）ICT基礎・育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業等の斬新な技術を発掘するために、Feasibility Study（本格的な研究開発のための予備実験や理論検討等の研究開発）として課題終了後の発展が見込める課題や、情報通信分野の基礎的な技術の発展に寄与する課題の研究開発を委託。

## （３）国際標準獲得型研究開発

ICT分野における研究開発成果の国際標準化や実用化を加速し、イノベーションの創出や国際競争力の強化に資するため、外国の研究機関との連携による研究開発を戦略的に推進。

新規公募

## （４）電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するため、電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発を委託。

## （５）電波COE研究開発プログラム

ワイヤレス分野の研究者を育成・輩出するため、研究環境の構築及びメンターによる研究活動や電波利用のサポートを一体的に行う、共同型研究開発を支援。

## （６）独創的な人向け特別枠～異能vation～

ICT分野において、破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、大いなる可能性がある奇想天外で野心的な技術課題への挑戦を支援。



# 電波有効利用促進型研究開発

---

電波の有効利用をより一層推進する観点から、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するため、電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発を委託。

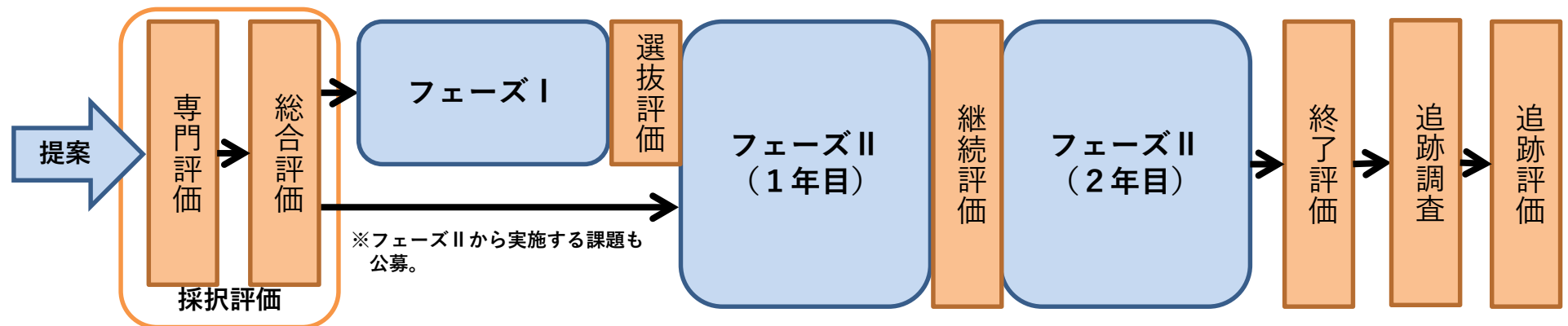
## ○ 対象

大学、民間企業、研究開発法人、地方公共団体等の研究機関

## ○ 研究費等(間接経費は直接経費の30%を上限として別途配分)

| プログラム名            |                | 対象とする研究開発課題                                                              | 研究開発経費<br>(年度当たりの上限額)        | 研究開発期間                        | 備考                                                  |
|-------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 電波有効利用<br>促進型研究開発 | 先進的電波<br>有効利用型 | 電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発課題                                               | フェーズⅠ： 500万円<br>フェーズⅡ：3000万円 | フェーズⅠ： 1 か年度<br>フェーズⅡ：最長2 か年度 | フェーズⅡは、<br>提 案 内 容 に<br>よ っ て 評 価 の<br>項 目 が 異 な る。 |
|                   |                | (社会展開促進型)<br>電波を用いたIoTシステムの構築や<br>社会展開を促進し新たなワイヤレスビ<br>ジネスの創出を意識した研究開発課題 | フェーズⅡ：3000万円                 | フェーズⅡ：最長2 か年度                 |                                                     |

## ○ 研究開発と評価の流れ



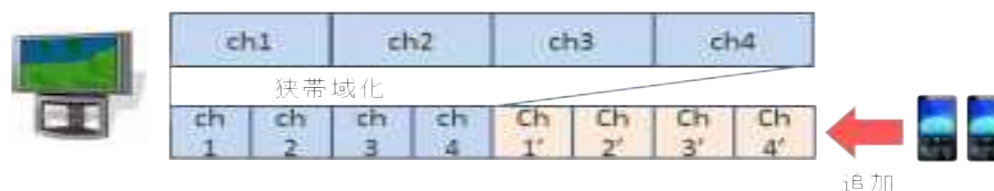
## ■ 採択評価の主なポイント

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>先進的電波有効利用型</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>新しい電波利用の実現に向けた研究開発か</li> <li>以下のいずれかの技術であって、おおむね5年以内に開発される技術として到達目標が明確に設定されているか                         <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 周波数を効率的に利用するための技術</li> <li>b) 周波数の共同利用を促進するための技術</li> <li>c) 高い周波数への移行を促進するための技術</li> </ul> </li> </ul> <hr/> <p>(社会展開促進型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新しい電波利用の実現に向けた研究開発か</li> <li>以下のいずれかの技術であって、おおむね5年以内に開発される技術として到達目標が明確に設定されているか                         <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 周波数を効率的に利用するための技術</li> <li>b) 周波数の共同利用を促進するための技術</li> <li>c) 高い周波数への移行を促進するための技術</li> </ul> </li> <li>電波を用いたIoTシステムの構築を目指した研究開発、新たなワイヤレスビジネスの創出や社会実装を意識した研究開発か</li> </ul> |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

電波有効利用促進型研究開発は以下に示す電波の有効利用を推進する技術の何れかに該当し、おおむね5年以内に開発すべき技術に対して研究開発を推進。

## 1 周波数を効率的に利用する技術

必要な電波の幅の圧縮(狭帯域化)や、大容量・高速化により、電波の効率的な利用を図る技術



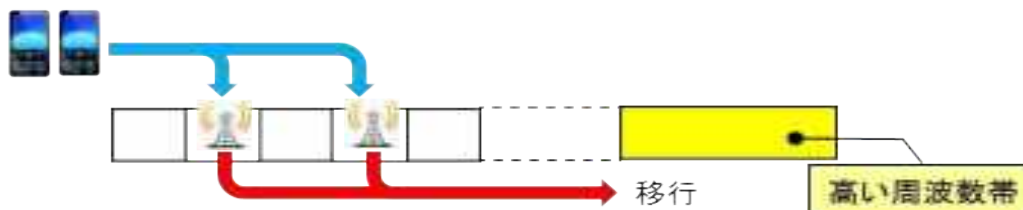
## 2 周波数の共同利用を促進する技術

既存無線システムに影響を及ぼすことなく、周波数の共用を可能とする技術



## 3 高い周波数への移行を促進する技術

技術的に利用が難しいひっ迫の程度が低い、高い周波数の利用を促進するための技術



# (参考) 採択状況

8

| プログラム名                            | 令和3年度 |     | 令和2年度 |     | 平成31(令和元)年度 |     | 平成30年度 |     | 平成29年度 |     |
|-----------------------------------|-------|-----|-------|-----|-------------|-----|--------|-----|--------|-----|
|                                   | 提案数   | 採択数 | 提案数   | 採択数 | 提案数         | 採択数 | 提案数    | 採択数 | 提案数※   | 採択数 |
| 電波有効利用促進型研究開発                     | 34    | 18  | 16    | 8   | 32          | 20  | 39     | 12  | 64     | 20  |
| 先進的電波有効利用型                        | 34    | 18  | 16    | 8   | 27          | 19  | 34     | 8   | 47     | 15  |
| フェーズⅠ                             | 22    | 13  | 11    | 5   | 23          | 17  | 22     | 5   | 19     | 6   |
| フェーズⅡ                             | 2     | 0   | 2     | 1   | 1           | 1   | 4      | 1   | 3      | 2   |
| フェーズⅡ（社会展開促進）                     | 10    | 5   | 3     | 2   | 3           | 1   | 8      | 2   | 25     | 7   |
| 若手ワイヤレス研究者等育成型<br>（平成30年度まで）      | —     | —   | —     | —   | —           | —   | 5      | 4   | 17     | 5   |
| 電波COE研究開発プログラム<br>（平成31（令和元）年度から） | —     | —   | —     | —   | 5           | 1   |        |     |        |     |

※平成29年度は2回募集を実施している。

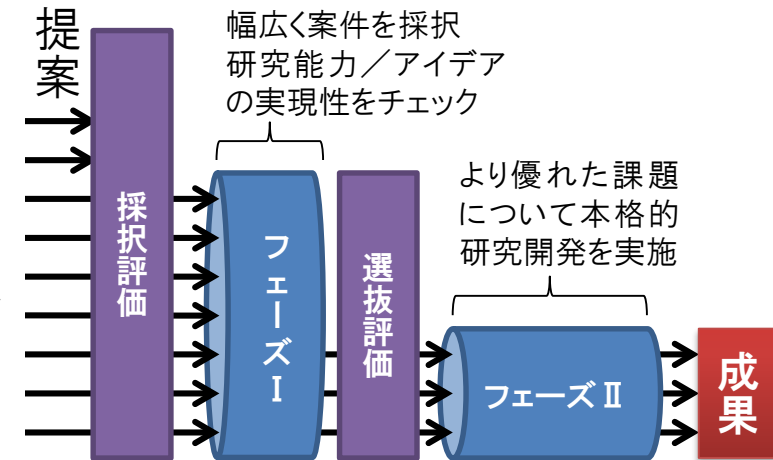
## 多段階選抜方式

- 研究開発を複数のフェーズに分け、多段階で選抜する方式。

フェーズⅠ： 本格的な研究開発のための予備実験、理論検討等の研究開発を行い、本格的な研究開発において優れた成果が得られるかどうかの実行可能性や実現可能性の検証等を実施。

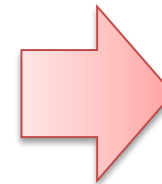
フェーズⅡ： 本格的な研究開発を実施。

- フェーズⅠからフェーズⅡへの移行時において、選抜評価を実施し、フェーズⅠにおいて行われた研究開発の成果を踏まえ、目標設定、実施計画、予算計画、実施体制の妥当性を評価し、フェーズⅡとして実施する課題を選抜。



## 期待と効果

- プレイヤーの裾野を広げ、幅広い可能性を検討
- 若手研究者や中小企業の斬新な技術を発掘
- 有望な技術の種を見極めた上で集中的な資金配分を行うことが可能



効果的な研究開発の展開

- 第4期科学技術基本計画（平成23年8月閣議決定）

「国は、先端的な科学技術の成果を事業化につなげるための仕組みとして、「中小企業技術革新制度」（SBI R（Small Business Innovation Research））における多段階選抜方式の導入を推進する。このため、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。」

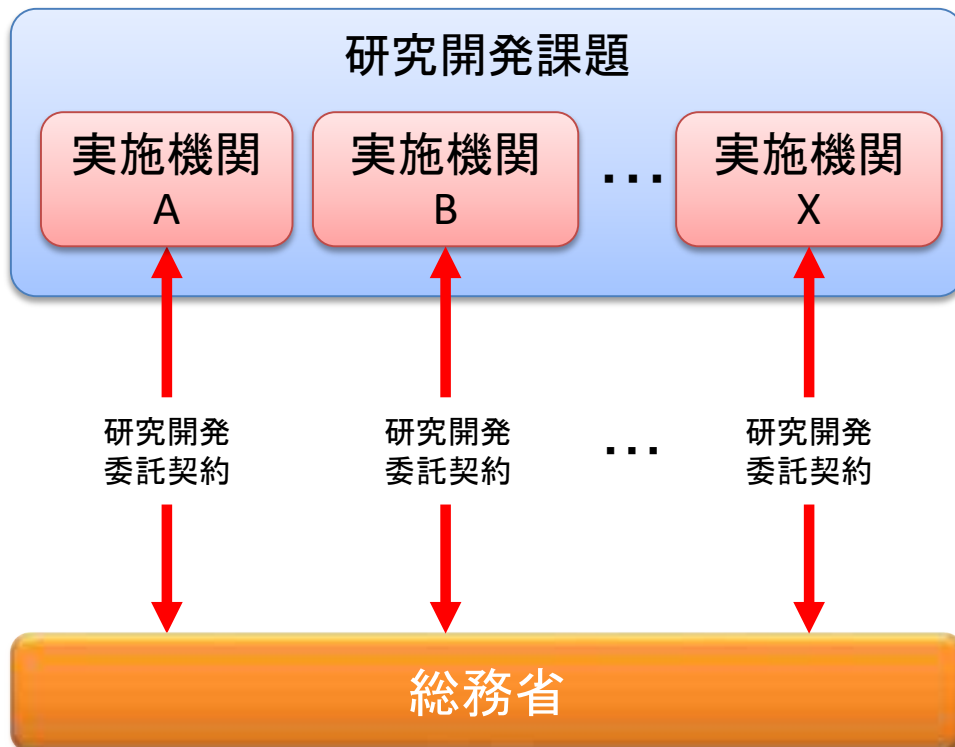
- 平成27年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針について（平成27年8月閣議決定）

「国等は、研究開発成果の事業化の拡大及び国等の研究開発事業への中小企業・小規模事業者等の参加機会の拡大を図る観点から、特定補助金等を複数の段階に分け、段階ごとに質の高い競争を行う多段階選抜方式による「戦略的情報通信研究開発推進事業」、「新エネルギーベンチャー技術革新事業」、「建設技術研究開発助成制度のうち政策課題解決型技術開発 公募（中小企業タイプ）」等を着実に実施する。」

## **提案(電波有効利用促進型)に当たっての留意事項**

---

- SCOPEは「**委託費**」です。
- 各機関と研究開発委託契約を毎年度締結(単年度契約)して実施。  
→**委託業務全部の再委託は不可**
- 経理実務については、研究者所属機関が管理。  
→**提案にあたって、所属機関の了解が必要**
- 研究開発に係る経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分。提案額とは異なります。



(参考) 委託と助成(補助)の比較

|         | 委託              | 助成(補助)        |
|---------|-----------------|---------------|
| 事業の主体   | <b>総務省</b>      | 事業者           |
| 事業の実施者  | 受託者             | 事業者           |
| 取得資産の帰属 | <b>総務省</b>      | 事業者           |
| 事業成果の帰属 | 受託者※            | 事業者           |
| 支払対象額   | 仕様達成に向けて要した経費実績 | 対象経費実績額 × 補助率 |

※産業技術力強化法第17条(日本版バイ・ドール条項)による。

各種報告時期の延長による年度末までの研究期間を確保するために、「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて（令和3年3月5日）<sup>\*1</sup>」にあるとおり、会計実績報告書及び研究成果報告書の提出期限を延長し、年度末まで研究が実施できるように措置済み。

## ＜措置の概要＞

- 会計実績報告書：諸条件を満たした場合は、会計実績報告書の提出期限を国の会計年度終了後61日以内まで可能とする。
- 研究成果報告書：委託業務が完了した日の翌日から61日後までの提出を可能とする。
- 事業完了後、成果物として簡易な書式での委託業務完了届を提出することを義務づける。

本事業における研究開発を実施する者の構成は以下のとおり。  
なお、総務省と研究開発委託契約を締結しない者が、研究開発実施者との共同研究等により「連携研究者」として研究開発に協力することも可能。

## ■ 研究開発実施者

研究代表者及び研究分担者の総称。

## ■ 研究代表者

研究開発実施者を代表する者であり、研究開発の遂行（研究開発成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ者。

## ■ 研究分担者

研究代表者と協力して研究開発を分担する者。

## ■ 連携研究者

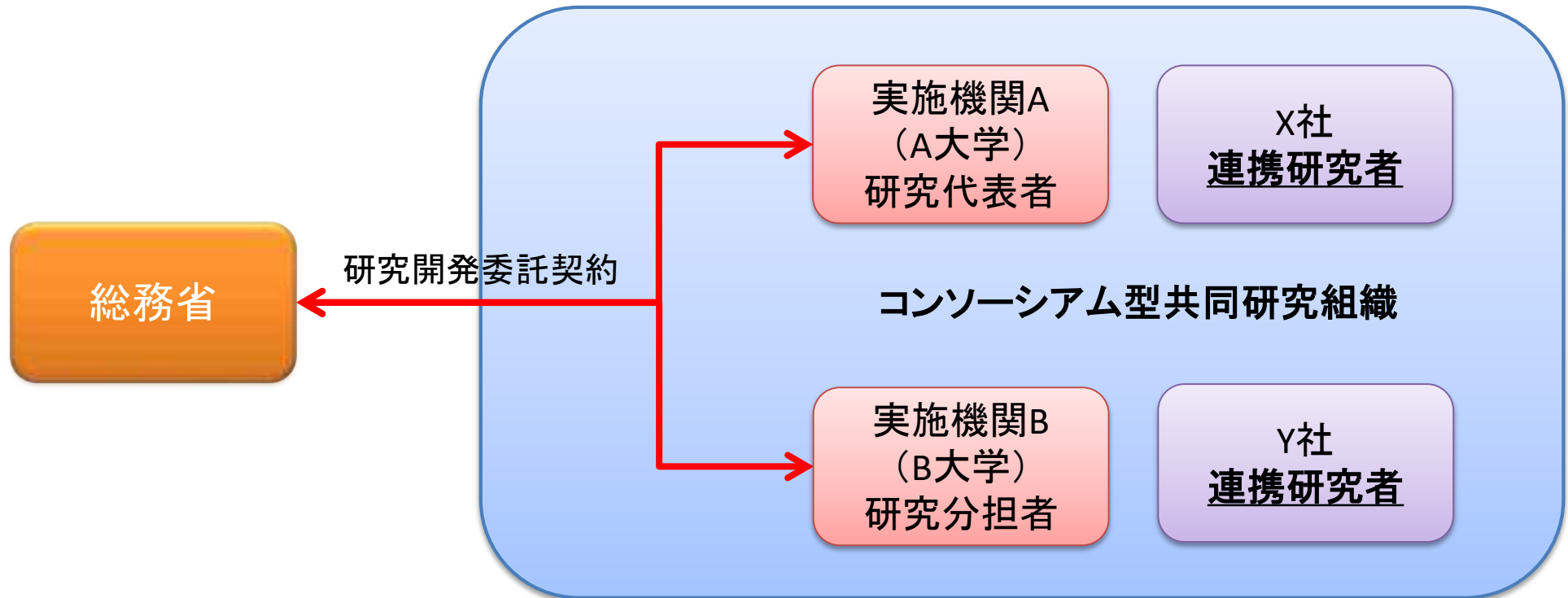
総務省と研究開発委託契約を締結せずに、研究開発実施者との共同研究等により研究開発に協力する者。**本事業による委託費の使用不可。**

※連携研究者と共同研究等を実施する際の留意事項は、「研究開発成果の帰属」を参照のこと。

## ■ 研究責任者（参考）

委託契約を締結する際に、研究機関毎に「研究責任者」の配置が必要。研究分担者のみが所属する研究機関では、研究分担者から研究開発を統括する者として「研究責任者」を設定。

## オープンイノベーションの推進



- ① A大学とB大学によるSCOPE研究開発課題に、X社とY社が「連携研究者」として参加。
- ② SCOPE研究費の使用は、A大学とB大学のみ。
- ③ 連携研究者と共同研究契約等により知財の取扱いについて取り決めに交わす場合は、研究開発委託契約の内容を妨げないようにすること。

- ① 日本国内に設置された大学、民間企業、研究開発法人、地方自治体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生を除く。）。
- ② 研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者。
- ③ 全ての研究開発実施者は、所属する研究機関に対して、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施にあたって、研究資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理も研究機関が実施する必要がある。）
- ④ 「研究代表者」は、全研究期間を通じて、研究開発課題の遂行に関するすべての責務を負えること。
- ⑤ 「研究分担者」は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、課題の遂行に責務を負えること。
- ⑥ 大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、大学院生が民間企業等との共同研究に研究分担者となることも可。
- ⑦ 「研究開発実施者（研究代表者及び研究分担者の総称）」は、自身の所属機関の経理事務等担当者及び契約事務等担当者を兼ねることはできない。

次に掲げる申し合わせ等を受け、大学院生がSCOPEの研究開発に従事できるよう措置。

- 競争的研究費におけるRA経費等の適正な支出の促進について(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(令和3年3月26日、令和3年8月23日改正))
- ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン(科学技術・学術審議会人材委員会(令和2年12月3日))

### 【留意事項】

- ① 大学院生の参加について、委託契約に定める研究責任者の了解が得られていること。
- ② 大学等の規定で定められた雇用契約書や労働条件通知書あるいは同等の雇用関係書類により、SCOPEの研究開発に従事することを証明できるようにすること。
- ③ 学業そのものやSCOPE以外の活動などに対する人件費等の充当は、経費支払いの対象とならないので注意すること。
- ④ 額の確定の際、月報や業務報告書、当該研究者本人に対するヒアリング、当該研究者本人の研究ノート等の確認を行うことにより、従事状況の適正性を検証する場合がある点に留意すること。

## 【研究代表者】

選抜・継続課題を含め、SCOPEにおいて、すべてのプログラムで「研究代表者」及び「研究分担者」となる期間が重複してはならない。

## 【研究分担者】

選抜・継続課題を含め、SCOPEにおいて、すべてのプログラムで「研究代表者」となる期間が重複してはならない。

ただし、「現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書(様式10)」を提出することにより、SCOPEで既に実施中の研究開発と研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者となることができる。この場合、新規提案課題が不採択になったとしても、様式10により申請されたSCOPEで既に実施中の研究開発の研究分担者に復帰することはできない。

上記の制限に係る新規提案の場合、該当するすべての新規提案課題を採択評価の対象から除外。

国や研究開発法人が運用する競争的資金等やその他の研究助成等を受けている場合及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本事業に応募することは不可。

- 本事業においては、外部の弁理士が手続を代行する費用 及び 各国の特許庁への手数料を含め、研究開発成果を基に委託契約期間中に行う特許取得等にする費用を計上することが可能。
- 特許出願等を行う場合は、特許法施行規則等を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究開発の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
- 計上する特許取得費用については、委託契約期間中に手続きが行われ、委託契約期間中に費用が生じている必要がある。契約期間外に行われた手続の費用は含まない。ただし、特許登録が済んでいるかどうかは、計上の条件としない。
- 特許の維持に要する費用は含まない。
- 詳細は「研究開発委託契約書」及び「情報通信分野における研究開発委託契約経理解説」等を参照。

- 研究開発の期間中に得られた成果は、産業技術力強化法第17条(いわゆる日本版バイドール条項)の規定に従い、**研究機関に帰属することが可能**。
- 知的財産権確認書(研究開発委託契約書様式15)を契約締結時に提出
- 必要な条件:以下の全てを遵守すること
  - ① 研究成果が得られた場合には、遅滞なく、国に報告すること。
  - ② 公共の利益のために国が理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
  - ③ 正当な理由がなく、当該特許権等を相当期間活用していない場合、国が当該特許権等の活用を促進するために、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
  - ④ 第三者に当該知的財産権の移転等をするときは、合併又は分割により移転する場合等を除き、あらかじめ国の承認を受けること。

連携研究者との間で、共同研究契約を締結する等により特許権その他の政令で定める権利について取り決めを交わす場合は、研究開発委託契約書及び知的財産権確認書の規定を妨げることがないよう留意の上、各機関の責任の下、適切に対応すること。

## 1. 研究費の不正使用防止への取組

「情報通信分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監督の指針（平成19年3月総務省制定）」に基づき、

- (1) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他の競争的資金への応募が制限される場合がある。
- (2) 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他の競争的資金への応募が制限される場合がある。

## 2. 研究上の不正行為防止への取組

「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（平成18年10月総務省制定、平成19年3月改正、平成27年4月改定）」に基づき、

○本事業及び他府省の競争的資金制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずる。

- －当該研究費について、不正行為の悪質性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還させる場合がある。
- －他の競争的資金への応募が制限される場合がある。

## 3. 指針の実効性について

研究開発委託契約書に規定することにより、両指針の実効性を担保。

※ 研究不正防止対策のための教材等については、日本学術振興会(JSPS)のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

- 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。
- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## ■ 研究開発場所

所属機関の施設内(日本国内)

## ■ 研究開発に必要な機器設備

研究開発に必要な機器設備の調達は、原則として購入とリース・レンタルで調達経費が安価な方法を採用

## ■ 購入した物品等の扱い

- 本事業により購入し**取得した物品等の所有権は、総務省に帰属**
- 取得した物品等は、所属機関による善良な扱いの下に管理
- 研究開発終了後の物品等の取り扱い・・・無償貸付(条件あり)又は総務省へ返却

## ■ 研究開発成果の発表、公開及び普及

- 研究開発実施者は、本事業により得られた研究開発成果について、関連学会等に発表するなど、成果の積極的な公開・普及に努めること。
- 得られた研究開発成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表又は公開する際は、**本事業の成果である旨を必ず記載すること。**
- 発表又は公開する場合は**外部発表投稿票(研究開発委託契約書様式)**を総務省に提出すること。

※研究開発委託契約書、委託契約経理処理解説等は、委託研究の実施にあたって変更することがあります。

| 書類名                                      | 様式                      |
|------------------------------------------|-------------------------|
| 基本事項説明書                                  | 様式1                     |
| 研究開発内容説明書<br>関連研究開発等相関図<br>論文・特許等の発表目標件数 | 様式2<br>様式2の別紙<br>様式2の別表 |
| 研究開発内容説明図                                | 様式3                     |
| 研究開発予算計画書                                | 様式4                     |
| 研究開発体制説明書                                | 様式5                     |
| 研究開発実施者経歴説明書                             | 様式6                     |
| 既存研究設備等説明書                               | 様式7                     |
| 物品リース・レンタル計画書                            | 様式8                     |
| 物品購入計画書                                  | 様式9                     |
| 現在実施中の研究開発課題に対する<br>不参加申請書               | 様式10                    |

- 提案書に虚偽の記載があった場合には、採択された後であっても採択を取り消す場合がある。
- 一度提出された提案書の差し替えは不可（記載内容を確認する場合あり）。
- 研究開発予算計画書（様式4）の作成においては、「委託契約経理処理解説」を参考に研究費の積算を行うこと。
- 研究開発に必要な機器設備の調達には、原則として購入とリース・レンタルで調達経費が安価な方法を採用。

## ■ 研究開発内容説明書について以下の項目を記載する

### 1. 研究開発の目的

研究開発を実施する目的、社会的・経済的現状や背景、目的を達成するために解決すべき課題、社会的なニーズ等を記載。

### 2. 研究開発成果の目標

最終目標、年度目標の記載

### 3. 研究開発計画

研究開発項目及び手法、実施スケジュールを記載。また、研究開発スケジュールを線表にて記載。これらは、必要に応じて予算計画(様式4)、実施体制(様式5,6)及び主要設備(様式7～9)の内容を踏まえて記載。

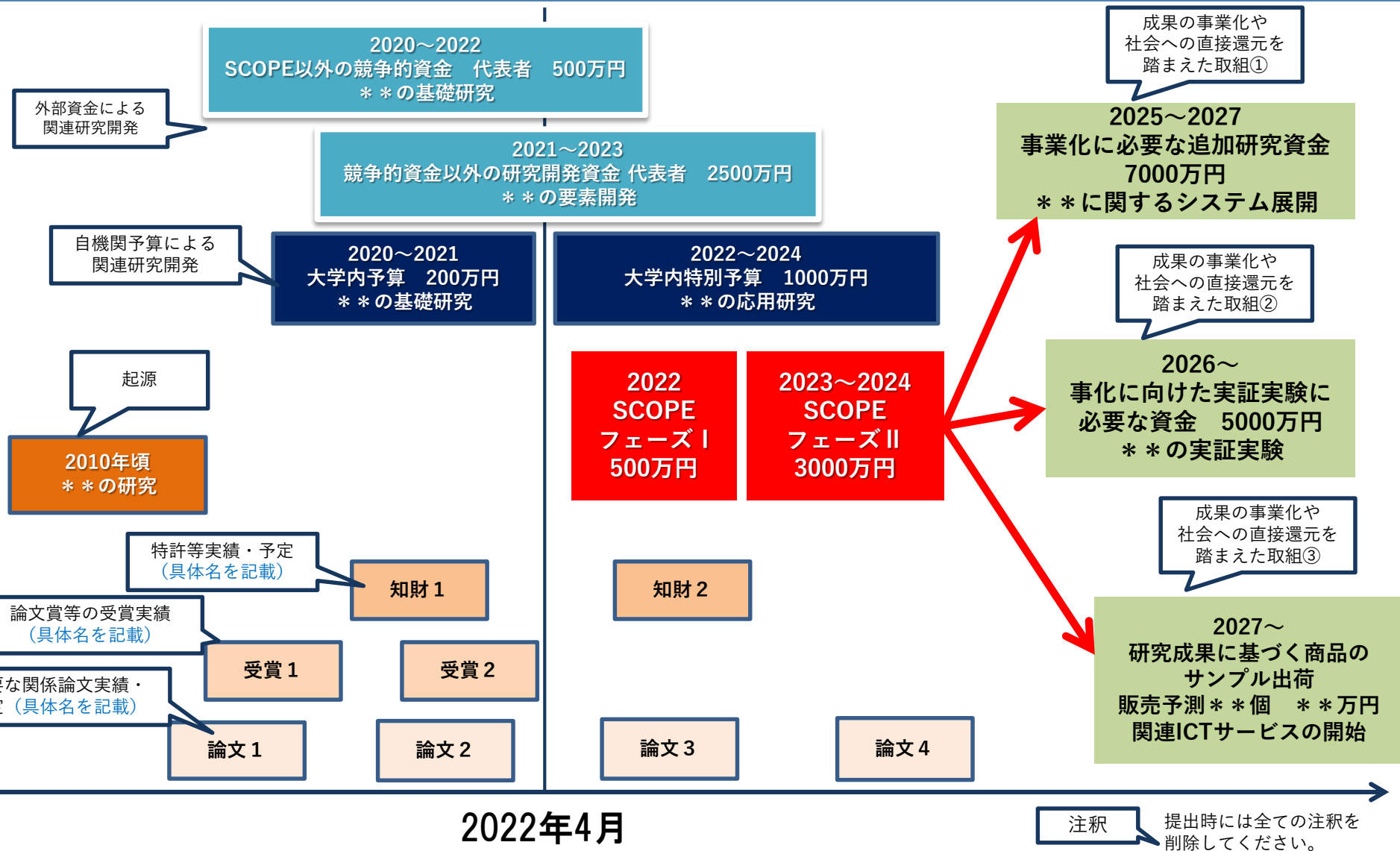
### 4. 関連研究開発と本研究開発課題の位置付け

- (1) 研究開発実施者、連携研究者における関連研究開発の状況
- (2) 競争的資金により実施した関連研究開発
- (3) 国内外の他機関における関連研究開発の状況

### 5. 目的達成に向けた取り組み

1. に掲げた目的を達成するため、本研究期間中を含め本研究終了後の研究開発成果により得られるアウトカム目標、及び社会実装を含めた取り組みについて記載。

提案いただく課題を中心に、関連する過去の研究成果や予算、研究後に期待される学術展開や実用化の展開が一見して分かる様、おおまかに提示していただくものです。



## **提案書(電波有効利用促進型)の提出について**

---

## Oe-Radへの登録等

- ・御提案に当たっては、まずe-Rad等への登録の御確認を(初回登録手続には、書類の郵送が必要です。)

## ○提案書受付期間:

**令和4年1月7日(金)～2月7日(月)17:00まで**

- ・応募締切日までに、必ず所属研究機関の事務代表者によるe-Rad承認まで実施してください。

## ○採択課題の決定:5月中旬(予定)

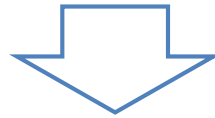
- ・評価点・評価コメントと併せて採択・不採択を通知します。

## ○ 令和4年度提案要領や提案書作成要領、その他SCOPEに関連する情報は、下記のURLを御参照ください。(12月下旬に公開予定)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/scope/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/)

## ○ 予算の成立状況に応じて、事業内容に変更等があり得ることをあらかじめ御承知ください。

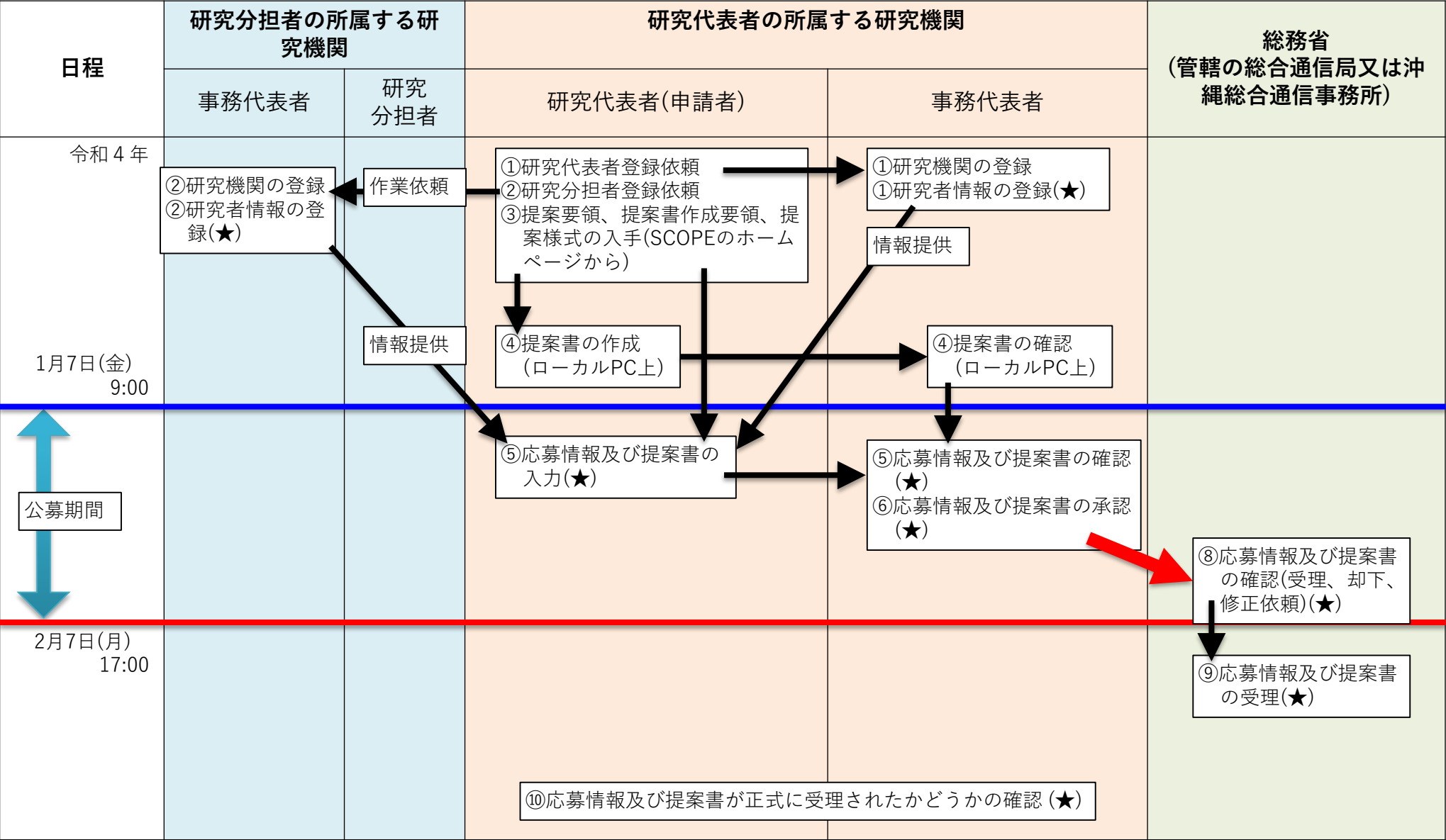
**提案書の作成**  
(提案要領・提案書作成要領に従って作成)



**府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて応募**

**【提案書受付は、e-Rad上での提出期限までとなりますので、充分御注意ください。】**

# e-Radを用いた応募情報の登録手順



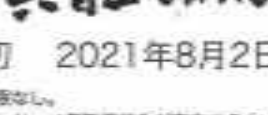
## 参 考 ・ そ の 他

---

■ 独創的な人向け特別枠～異能vation～

■ BEYOND 5G時代に向けた戦略的な知財・標準化、事業化等促進支援プロジェクトについて





**応募〆切** 2021年8月2日(月) 18時

**応募要件** 年齢制限なし。  
地域上において在籍連絡先が存在する方（国籍・居住地不問）。  
自薦・他薦（みずからの応募も、身近な方々を推薦することも可能）。

## 破壊的な挑戦部門

### 破壊的イノベーションを生み出す！

失敗を恐れずに果敢に挑戦を行う提案を募集

---

あなたの「Ambitious Technical Goal」への挑戦をオーダーメイドシステムで支援します。

**応募フォームから簡単に応募可能**

- 概要説明書（500字以内）
- 課題を取り組んで実現したい目標（500字以内）
- 実施への進捗（1,000字以内）
- 追加資料や試作品等の提出（任意）

Webサイトに記載している募集要項をご確認ください。



<https://www.inno-g.jp/challenge/>

**<評価は絶対評価>**

過去の経歴・過去の実績・性別・年齢などの情報は評価の対象には含まれません。

スーパーバイザーの指導による評価が行われます。

採用予定人数は決まっています。

応募から卒業までのプロセス

応募 → ノミネート
2021年7月  
24日締切まで

**選考開始後募集枠に達したら**

**チャレンジャーズ**

募集枠は20名ですがプロセスマネジメントを実施しています。

**最長1年間**
**最大300万円**

※抽選・審査などによって実質（1名あたり）、卒業までに約1か月です。

①お申し込みスタートチャレンジ

「Ambitious Technical Goal」への  
道程を明確に

1次選考
2次選考

2021年7月24日まで  
2021年8月1日より受付

②実践チャレンジ

「Ambitious Technical Goal」に  
向かって突き進む

1次発表
2次発表

2021年10月以降まで  
2021年11月より受付

卒業

異能者（創業者と認められる人）として認定。  
認定後、地球規模への展開などを支援します。

2022年3月以降まで  
2022年4月より受付

募集枠が満員になった時点で、次回募集に向けて改めてご応募をお願いいたします。

[illegible]

# 5G高度化等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進

33

(電波法第103条の2第4項第3号に規定する事務)

- 5G高度化等に向けて、国際標準化・知財活動拠点としての機能・体制を整備・活用するとともに、研究開発段階から戦略的パートナーとの国際共同研究を推進することにより、総合的かつ戦略的な国際標準化・知財活動を促進する。

## 国際標準化拠点の整備

知財・標準化に資する技術を保有する中小企業等への支援

知財・標準化動向の調査・分析

情報発信の強化

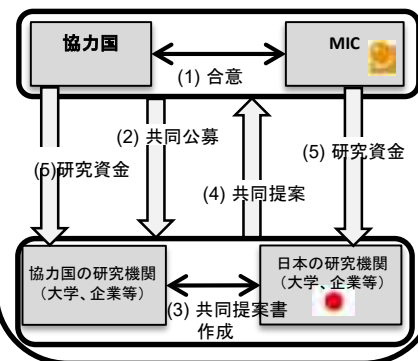
知財・標準化戦略推進のための基盤情報整備

知財・標準化をリードする人材育成

一体的に実施

## 国際共同研究開発

例) 国際共同研究スキーム



国際共同研究

特許取得

国際標準化

論文発表

社会展開

(事業主体) 大学、国立研究開発法人、民間企業(通信事業者、ベンダ)等  
(事業スキーム) 研究開発(委託)、調査研究(請負)  
(計画年度) 令和3年度～

令和4年度要求額 1,100百万円  
(令和3年度予算額 544百万円)

【令和4年度概算要求資料より】

## 【参考 令和3年度公募】



## 「Beyond 5G 時代に向けた戦略的な知財・標準化、事業化等促進支援プロジェクト」支援対象者の公募について

関係者では、中小企業・大学等が保有する 5G 高度化及び Beyond 5G に係る技術の戦略的な知財取得・国際標準化等に向けた取組を支援するため、以下の通り支援対象者を公募します。

## 1 目的

関係者では、「Beyond 5G 推進戦略-6G へのロードマップ」に基づき、産学官の主要プレイヤーが参画し、戦略的に知財取得・標準化に取り組むことを目的として、令和2年12月18日に「Beyond 5G 新経営戦略センター」を設立しました。

本センターでは、知財・標準化を駆使した市場形成や新規参入、革新的な技術・サービスの開発や社会実装等を主体的・戦略的に推進しようとする民間企業・大学等の取組を促進するため、これらの取組への支援、参考情報の提供や協働する場の提供、普及啓蒙等を行うこととしています。

令和3年2月から3月にかけて実施した知財・標準化に関連する活動への支援等に係る推進業務（総務省報道資料「Beyond 5G 新経営戦略センターにおける知財・標準化活動支援に係る推進業務」（令和3年2月5日））では、特に中小企業・大学等リソースが限られる事業者（以下、「事業者」という。）が保有する技術等について、戦略的な知財の取得や標準化のための活動強化に対する期待が寄せられました。

上記を踏まえ、本センターの取組の一環として、事業者が保有する 5G 高度化及び Beyond 5G に係る技術（以下、「Beyond 5G 技術」という。）の戦略的な知財取得・国際標準化に向けた取組を支援し、それらの技術の実用化・社会実装を促進することを目的として、支援対象者を公募します。

## 2 概要

本事業では、Beyond 5G 技術を「シーズ段階」「実証段階」「知財・標準化活動段階」の3つの技術フェーズに分類し、フェーズに応じて知財取得・国際標準化を支援した支援を行います。

- タイプA：シーズ技術の事業化支援（5団体程度）
  - 最大4団程度の打合せを通じて、事業者のニーズに応じて以下のいずれかの支援を実施。
    - Beyond 5G 技術の国際標準化を戦略的に支援
    - Beyond 5G 技術を活用した事業化戦略の策定支援
    - Beyond 5G 技術に係るマーケティング支援
- タイプB：実証・試作支援（8団体程度）
  - Beyond 5G 技術の実証・試作に必要な費用の支援（最大 500 万円）
  - 実証の内容等への助言
- タイプC：標準化活動支援（5団体程度）
  - Beyond 5G 技術の知財・標準化活動に必要な費用の支援（最大 300 万円）

なお、本府対象として想定する Beyond 5G 技術は、以下のとおりです。

- (1) 5G の特徴的機能の異なる高度化に係る技術
  - 超高速・大容量通信、超広域通信、超多数同時接続に係る技術
- (2) Beyond 5G で新たに求められる機能に係る技術
  - 自律性、拡張性、超安全・信頼性、超低消費電力に係る技術
- (3) Beyond 5G と組み合わせ活用されるアプリケーション・ソフトウェア・システムに係る技術
  - AR・VR・MR、デジタルツイン、拡張現実感、その他 AI の高度化に係る技術 等

支援の内容及び対象となる技術の領域については厚労省Webサイトの「公募要項」をご確認ください。

## 3 申込方法・期間

参加を希望される場合は、受付期間内に厚労省Webサイトの申込フォームよりお申し込みください。

- 公募Webサイト：<https://beyond5g-support.go.jp/>
- 申込受付期間：令和3年3月14日(火)15時～令和3年3月18日(木)12時 まで

## 4 公募説明会の実施

支援の内容や申込みの方法等について、オンラインで説明会を実施します。

- 実施日：令和3年3月17日(金)15時～18時
- 申込み方法：以下の説明会申込フォームよりお申し込みください。  
(<https://beyond5g-support.go.jp/notice-entry/>)
- 申込受付期間：令和3年3月14日(火)15時～令和3年3月18日(木)12時 まで

## 5 関連報道発表

- 「Beyond 5G 推進戦略-6G へのロードマップ」の公表(令和2年8月30日発表)  
[https://www.meti.go.jp/press/2020/08/30/20200830\\_000000444.html](https://www.meti.go.jp/press/2020/08/30/20200830_000000444.html)

- 「Beyond 5G 推進コンソーシアム」の設立及び設立記念の開催並びに「Beyond 5G 新経営戦略センター」の設立(令和2年12月1日発表)  
[https://www.going.go.jp/press/2020/12/01/20201201\\_000000484.html](https://www.going.go.jp/press/2020/12/01/20201201_000000484.html)

- Beyond 5G 新経営戦略センターにおける知財・標準化活動支援に係る推進業務(令和3年2月5日発表)  
[https://www.going.go.jp/press/2021/02/05/20210205\\_000000100.html](https://www.going.go.jp/press/2021/02/05/20210205_000000100.html)

**連絡先**

国際戦略局 国際標準化課 標準化戦略室  
担当：坂本課長補佐、山野技術戦略係長、富田国際係長  
電話：03-5260-2767  
E-mail: [info@iso-std.atmark.int.go.jp](mailto:info@iso-std.atmark.int.go.jp)

【応募に関する問合せ先】  
事務局(調査事業係)  
PatConサルティンダ合同会社(野村・萩原、下山、鈴木、毛利)  
E-mail: [je.beyond@support.atmark.patcon.com](mailto:je.beyond@support.atmark.patcon.com)

※連絡メール対策のため、「@」を「atmark」と変換しております。  
送信の際は、「@」に変更してください。

# ご清聴ありがとうございました

## 【問い合わせ先】

（電波有効利用促進型研究開発）

無線通信部 電波利用企画課

TEL 022-221-0702 ／ E-mail kikaku-toh@ml.soumu.go.jp

（異能vationプログラム、その他全般）

情報通信部 情報通信連携推進課

TEL 022-221-9578 ／ E-mail shien-toh@ml.soumu.go.jp